

## 「法政大学国際高等学校クラブ活動に係る活動方針（ガイドライン）」

### 1. 基本方針

法政大学国際高校では、クラブ活動はスポーツ、文化・芸術、科学等に関して自主的・自治的に行う課外活動であるクラブ活動（部活動、以下同じ）について、生徒会自治活動の一環として位置づける。生徒はクラブ活動を通して、次のような学びを獲得することを目指す。

- 1) 文化・スポーツなどの各領域での活動を通して、個人の自主性・積極性を育む。
- 2) 民主的・自主的な組織運営能力や参加意識などの資質や能力を獲得する。
- 3) クラブ活動を通して、生徒の個人または集団としての成長や達成を実感し、充実感・自己肯定感を得られる機会とする。

また、本校は、クラブ活動を取り巻く環境の変化に対して、従来のクラブ活動の運営体制や活動内容を振り返り・見直しながら、持続可能で効果的・効率的な活動内容への転換を見通した、これからの法政国際高校のクラブ活動のあり方を目指す。その際、課外活動指導員の活用、クラブ活動業務を外部専門業者の活用などについて検討し、さらに進める。

本校は、上記の基本方針に則り、クラブ活動を実施する。また、本校では、学校と生徒会活動とが毎年協働して運営の「きまり」を確認し、そのルールに則って取り組んでいる。具体的なクラブ活動の運営に際しては、この「クラブ活動のきまりと要望」に則って行う。この度「学校法人法政大学の設置する中学及び高等学校に関わるクラブ活動の方針（ガイドライン）」制定を受け、本校のクラブ活動の考え方を「学校のクラブ活動に関わる活動方針」として、以下に整理する。

### 2. 適切な運営のための態勢整備

校長は以下の運営体制の整備を行うことに責任を持つ。

- (1) 本校「学校のクラブ活動に係る活動方針」（以下、「活動方針」という）の策定等について
  - ① 「学校法人法政大学の設置する中学及び高等学校に係るクラブ活動の方針（ガイドライン）」に則り、本校の活動の状況に応じて、本方針を毎年度確認する。
  - ② 本校は教育活動の一環として、クラブ活動を、「活動方針」に則り行う。
  - ③ 本校のクラブ活動の顧問は、生徒とともに年間の活動計画（活動日、休養日、校外活動等実施予定日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日、校外活動等実施日及び大会参加日等）を作成する。
  - ④ 上記①②の活動方針、活動計画及び活動実績等を、学校のウェブサイトへの掲載等により公表する。
  - ⑤ 顧問の通常業務について、教員の所定労働時間の範囲内で行わせることとする。
- (2) 指導・運営に関わる態勢の構築
  - ① 生徒数・教員数・その他の教職員数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間

労働の解消等の観点から円滑にクラブ活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

- ② 教員をクラブ活動の顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、課外活動指導員・外部指導者等の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- ③ 毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、クラブ活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

### 3. 合理的且つ効果的な活動の推進

クラブ活動実施にあたり、顧問（教員）は以下のことに努めるものとする。

#### （1）適切な指導の実施

- ① 集団主義的・同調的なあり方ではなく、全生徒が個として尊重され、またお互いを尊重しあって、民主的に活動するクラブ活動を目指す。
- ② 生徒が自ら考え、計画していく指導方法等を実践し、生徒自らが目標・課題を設定し、その達成・解決に向けて主体的に取り組む力を育成する。
- ③ クラブ活動実施にあたっては、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、夏季の活動においては、WBGT測定器の有効活用、こまめな水分補給、熱中症対策を図る。
- ④ 生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、生徒が生涯を通じてスポーツや文化的活動に親しみ豊かな人生を送ることにつながるための基礎を培うことができるよう、効果的な運営を行う。

### 4. 適切な休業日などの設定

クラブ活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、学習、運動、課外活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準として、本校の「活動方針」にて設定する。※実際のクラブ活動の運営については、生徒手帳にある「クラブ活動のきまりと要望」に則って行う。

#### （1）本方針での定義

##### a 活動時間の定義

活動時間とは、準備・片付け・学校管理下の自主練習を含む、学校としてのクラブ活動に従事している時間をいう。

##### b 休養日の定義

休養日とは、学校管理下の自主練習も含め、学校としてのクラブ活動を行わない日とする。

##### c 週末等の定義

週末等とは、土曜日、日曜日、国民の祝日及び本校で正課の授業を実施していない期間をいう。

##### d 平日の定義

平日とは、週末等に含まれない月曜日から金曜日までの日をいう。

## (2) 活動時間・休養日の設定

活動時間・休養日の設定については、以下のとおりとする。

### (a) 活動時間

平日は離校時刻を超えないようにする。週末等3時間程度を活動時間の上限とする。平日は放課後4回を上限とした枠内で行う。

活動の特性または大会プログラムの必要性から、上記の基準を超えて活動する場合は、生徒手帳にある「クラブの活動のきまりと要望」に則り、判断する。

### (b) 週ごとの休養日

1週間の間に2日以上、休養日を設ける。少なくとも1日は平日、少なくとも1日は週末等に設ける。日曜日と祝日については、学校での活動は原則できないため、休養日とする。週末等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日(平日を含む)に振り替える。1週間の区切りは「日曜日から土曜日まで」とする。

## (3) 安全な活動の確保

a クラブ活動においては、生徒の安全と健康を最優先とする。

b 熱中症予防については、日本スポーツ協会の「熱中症予防運動指針」に基づき、WBGT31°C以上の環境における屋外での運動は原則禁止とするなど、十分な安全確保をはかる。

## 5 学校単位で参加する大会の見直しについて

(1) 校長は、クラブ活動が参加する大会等を把握し、大会等に参加することで、生徒や教職員の負担が過度にならないよう、参加する大会等を精査する。

## 6 校外活動の見直しについて

(1) 校長は、クラブ活動が実施する校外活動等を把握し、校外活動等を実施することで、生徒や教職員の負担が過度にならないよう、実施する校外活動等の上限の目安等を定める。

(2) 顧問は、実施する校外活動等を、年間の活動計画及び毎月の活動計画にて校長に報告する。

(3) クラブ活動の合宿は、年間計画には位置づけづけることはせず、実施はしないこととする。

## 7 改廃について

(1) 本方針の改正又は廃止は、教員会議の議を経て、校長が決定する。

(2) 校長は、「学校法人法政大学の設置する中学及び高等学校に係るクラブ活動の方針(ガイドライン)」が改正された際、「学校のクラブ活動に係る活動方針」の内容について、必要な見直しを行う。

## 附 則

この方針は、2024年7月20日から施行する。

以 上